

子どもにやさしいまちづくり 令和 7 年度行動計画

安平町教育委員会

子どもにやさしいまちづくりの歩みと具体的な取り組みの要点

これまでの歩み

2018年以降、CFCモデルの検証に取り組んできた結果、子どもにやさしいまちづくりの実践自治体として承認され、子どもの権利確保に向けた各種取り組みを展開

令和6年度の取り組み

これまで実施されてきた取り組みはアップデートを重ねながら実践するとともに、子ども・大人を交えたワークショップの開催など新たな試みもあり、本格的な実践に向けて重要な1年であった。

令和7年度の目標

R7年度は子ども教育環境条例（仮称）の制定による法的枠組みの確立、オンラインプラットフォームを活用した幅広い子どもの声を拾えるよう施策を展開し、さらなるCFCIの取り組みを推進する。

2018年から2年間にわたり、CFCモデルの検証作業（全国5自治体） その後、全国初のCFCI実践自治体へ



検証作業の開始

2018年10月29日にCFCモデルの検証作業が開始され、全国から選ばれた5団体が参加しました。検証作業は各地域の特性に合わせた活動を展開しました。



実践自治体の承認

2021年12月17日から3年間、5団体がCFCIの日本初の実践自治体として承認されました。2024年12月から実践自治体の第2期目がスタートしたところです。

視察対応と授業参画を通じ、CFCI実践自治体としての積極的な活動の普及と学校現場での実践を継続的に展開

01

視察の受入れ

R6年度では89件の視察を受け入れ、地域や学校の取り組みを広く紹介する機会を創出しました。視察参加者に対し、実践事例を通じて地域づくりの重要性を共有しました。

02

授業参画

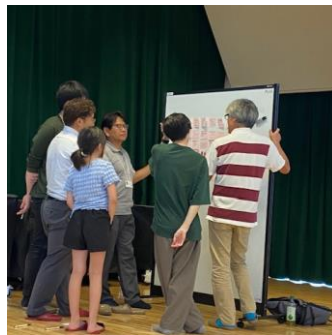
R6年度において、総合的な学習の時間を活用し、授業参画を実施しました。これにより、子どもたちに実際の地域課題への理解を促し、子ども中心のまちづくりの大切さを伝えました。

自治体こども計画策定に向けたワークショップを子ども・大人含めて開催

03

あびら教育100人会議

安平町の生涯学習計画、自治体こども計画を策定するにあたって、「日本一の公教育とは何か」「自分たちができること、したいこと」などについて、子どもと大人が一緒になりワークショップを行いました。



▲当日の様子。会場では、子どもが意見しやすいように大人側が配慮していたりとCFCIが実践されていました。

子どもの権利と社会参画に向けた提言と庁舎内におけるC F C Iの広がり

04

子どもにやさしい法的枠組み

町民自治推進委員会における提言において、まちづくり基本条例にCFCIの理念を盛り込み、かつ、「子ども」の位置づけを明確にするよう検討することが提言されました。

05

庁舎内での広がり

継続的なCFCI研修会等の開催を通じて、町全体での意識向上に取り組んできた結果、他部署においても計画策定時に子どもアンケートを実施するなど、CFCIの理念が庁内に広がりを見せています。

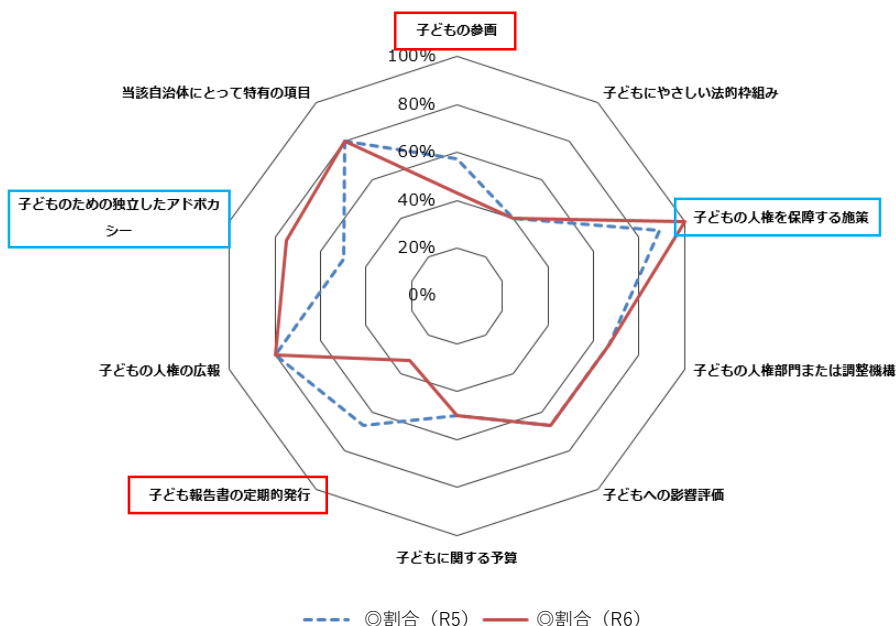
これだけじゃないCFCIの拡がり



CFCIの担当となって感じたこと・・・
町のあらゆるところにCFCIの理念・考え方が
詰まっているんだということ

幼保小架け橋プログラムという、小1ギャップを解消するための取り組みでは、こども園の先生が半年間小学校にサポートに入ること、幼児教育からヒントを得て子どもの意見を大切にしていたり、一つの授業に地域の大人がたくさんが集まり、子どもと対話を始める安平町ポテンシャルの高さに驚きました。
こうした街中にあるCFCIを徐々に増やしていければと思っています。

R 6 チェックリスト評価概要



子どもの参画

新規採用職員及び参加を希望する職員への研修を実施しましたが、全職員を対象とした研修に結び付けることができず減少しています。ただし、子どもに直接関わる教職員への研修機会を確保することができています。

子どもの人権を保障する施策

「きょういく」計画において、基盤となる子どもにやさしいまちづくりに関する説明を入れるとともに、関連する取り組みの中で一般原則に関する取り組みを整理したため増加しています。

子ども報告書の定期的発行

「きょういく」計画が策定されていますが、子ども報告書に至るまでの情報量を掲載はしていないため減少しています。一方で子どもに関する調査及び情報収集は行っています。

子どものための独立したアドボカシー

子どもへの意見聴取を行いながら部活動の地域移行に関する取り組みをNPOと協力しながら実施することができているため増加しています。

令和7年度はオンラインプラットフォームの導入により 多くの子どもの声を拾います

子ども参画の多様化

これまで子どもの意見聴取の機会はアンケート調査などといった特定の機会や人に限られていましたが、オンラインプラットフォームにより意見しやすい環境を整備することで、より子ども参画の場を増やしていきます。



令和7年度から子ども教育環境条例（仮称）の制定に向け、子どもへの意見聴取など必要な手続きを進めていきます。

条例制定作業

子どもの教育環境条例（仮称）の制定は安平町総合計画などにおいて策定していくことが明記されています。この条例は、子どもたちが安心して成長し社会に参加するための基本的な権利を保障するものです。そのためには、地域の大人も含めて全体の理解と支援が必要です。よって、当事者となる子どもと大人の参画機会を作りながら、条例を制定を行っていきます。



令和7年度中に町内各小中、義務教育学校においても 子ども権利に関する教育（CRE）を行います。

CREの取り組み

安平町では、児童生徒の子どもの権利に対する認知度は全国と比べて高い水準にあります。しかし、特に低学年では理解が十分でない傾向も見られます。

今後は、町内各校でCRE（子どもの権利教育）を実施し、

子どもたち自身が自分の権利を理解し、活かせる力を育めるよう取り組んでいきます。

